

地公退三エース

No. 95
2010. 4. 28
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地公退職者協議会
発行人 川端邦彦

03-3262-5546

最大で六万円の年金減額

勤めながら年金を受給している人 在職老齢年金の支給停止基準額改定

厚生労働省は三月政令を改定し、平成二二年度の在職老齢年金（勤めながら年金を受給している人）の支給停止基準額を四月以降「四八万円」から「四七万円」にすることを官報に記載した。これにより、年金の裁定を受けた後勤めに出て、厚生年金の被保険者になつていない人は最大で年六万円年金減額となることがある。実際の影響は本年六月支給分からとなる。支給停止基準額は賃金の変動等（物価変動率×実質賃金変動率）により自動的に改定される仕組みとなっており、これらの下落により基準額が下がったものである。

在職老齢年金（在老・高在老）

勤めた場合に年金額を一部カットする仕組み

働いて一定以上の収入を得ている年金受給者（共済年金を含む）のうち、厚生年金の被保険者になつていない人の年金はこれまで次のルールで一部カットされてきた（勤務日数が少ないなどの理由で現在厚生年金に加入していない人はカット対象外）。

言葉

＊ 「総報酬月額相当額」 〓その月の標準報酬月額十直近一年間の賞与額の合計を一二で割った額（共済では「基準給与月額相当額」に当たる）

＊ 「基本月額」 〓加給年金や経過的加算を除いた年金額を一二で割った額（共済では「在職中支給基本額」に当たる）

※ 厚生年金の用語は、共済年金については相当する言葉や算式に読み替える

△六〇〇～六四歳▽（在老の仕組み）

(1) 基本月額十総報酬月額相当額が二八万円以下の場合…年金カットはなく全額支給

(2) 基本月額十総報酬月額相当額が二八万円超の場合の年金支給額（一ヶ月）（以下の算式で数字がマイナスの場合は〇円）

① 基本月額二八万円以下・総報酬月額相当額四八万円以下…基本月額（総報酬月額相当額＋基本月額二八万円）×一／二

② 二八万円以下・四八万円超…基本月額一（四八万円＋基本月額二八万円）×一／二

③ 二八万円超・四八万円以下…基本月額一総報酬月額相当額×一／二

④ 二八万円超・四八万円超…基本月額一（四八万円×一／二）十総報酬月額相当額一四八万円

※ 再任用などで共済の組合員であり続けている共済年金受給者に対する一部支給は上記の厚生年金の算式にほぼ重なるが、④については「在職中支給基本額」（基準給与月額相当額一四八万円×一／二）となり独自性がある。

△六五～七〇歳▽（高在老の仕組み）

(1) 基本月額十総報酬月額相当額が四八万円以下の場合…年金カットはなく全額支給

(2) 基本月額十総報酬月額相当額が四八万円超の場合…一ヶ月の年金支給額は老齢厚生年金月額一（総報酬月額相当額十老齢厚生年金月額一四八万円）×一／二

※ 共済年金の年金受給者が厚生年金など他の年金制度に加入した場合、六五歳未満を含めて上記の高在老並みの支給制限となつている。

「支給停止額」基準収入月額相当額（厚生年金の総報酬月額

相当額にあたる）十基本月額（退職共済年金額から職域相当・加給年金・経過的加算を除いた額）一四八万円×一／二

公務員歴による退職共済年金と民間歴による老齢厚生年金の二つを受給している場合は、前記算式でそれぞれに支給制限額を計算することになる。

支給停止基準額改定

停止基準額〓支給保証額が一万円下がり、その半分の五千円が停止額に

平成二二年度、在職老齢年金の支給停止基準額が改定され、前記算式中二八万円は変更なし、四八万円は平成二一年の名目賃金が二・四％と大きく下落したため四七万円に下がることになった。これにより、例えば共済年金受給者で年金と給料（賞与の月割額含む）の合算額が四七万円を超える人については、超えた分の半分が支給停止になるので、今までより年金額が月五千円（年六万円）減ることになる。

賃金・物価の動向によつては次年度再び変わることもあり得る。年金は貯蓄とその引き出しではなく助け合いによる生活保障なので、収入に応じて年金額が調整される仕組み自体は理解できるが、年金制度の安定、年金額の維持・増額は、労働力人口と労働分配率〓きちんと働ける人がいて適正な賃金を保障する社会〓にかかつていることを改めて感じさせる。

年金課税問題前進をめざして

退職者連合・民主党に要請

退職者連合は二〇〇四年の税制改定による年金に対する課税強化を改めるよう政府に求め続けてきた。昨年の総選挙マニフェストで民主党は我々の主張を共有して「*公的年金控除の最低補償額を一四〇万円に戻す *老年者控除五〇万円を復活する」として選挙に臨み、私たちがこれに期待し、政権交代をめざして選挙に取り組んだ。政権交代後の政府税調での議論では、残念ながら二〇一〇年度予算に反映する制度改正は実現していない。

民主党は今年七月の参議院選挙に向けてマニフェストの検討に入っており、五月中にも骨格をまとめるとしている。

もともと総選挙マニフェストは税制について「所得控除から税額控除・給付へ」という考え方にたつており、所得控除の拡大である前記の年金課税問題は調整を要するテーマと想定されていた。また、別の視点から年金を受給している高齢者に煩雑な確定申告の負担を強要しないために年金分離課税の可能性を検討してほしいとする声もある。

しかし、年金課税強化はそれにとどまらず所得税額に連動する公租公課にはねかえつて高齢者の生活を圧迫しており、それに対する怒りとマニフェストへの期待が総選挙で発揮されたのであるから、かりそめにもそれを実現しないままマニフェストが変更されることは許されない。

退職者連合は四月一三日に民主党のマニフェスト作成の年金・税制部門を担当する「国民生活研究会」の会長である中野寛成衆議院議員ほかと会い、要望を伝え意見交換した。

民主党側からは、約束は大切にすることと、国の財政事情・負担の仕組み・税の再分配機能を総合的に検討していくことが表明された。私たちは引き続き重点要望の実現に向けて努力していく。

政府・与党の年金制度検討開始

―五月を目途に制度検討―

政府は三月八日に首相を責任者とする「新年金制度に関する検討会」とその「実務者検討チーム」をスタートさせ、五月を目途に基本の枠組みをまとめるとしている。政権発足当初は当面年金記録問題の解決に集中して、年金制度の検討は二〇一三年までに検討する方向が伝えられていたが、参議院選挙を前に作業が前倒しされたものと見られる。

民主党は三月末、参議院選挙に向けたマニフェストとりまとめのために三つの研究会を発足、作業結果を五月末に政権公約会議で決定する予定であることを公表した。年金を含む社会保障については「国民生活研究会」会長・中野寛成・事務局長・平野達男で検討するとしており、政府の検討会と歩調を合わせるものと思われる。

求められる慎重な検討

―多くの加入者の権利に直結する超長期の年金制度―

民主党は二〇〇四年の年金改革法案、二〇〇七年・二〇〇九年マニフェストで年金改革案を示してきたが、これらは必ずしも体系的・整合性・説得性をもって示されてきたとは言えない。多くの加入者の権利に直結する超長期の制度である年金は、選挙向けのスローガンとして扱うべきではなく実証的で慎重な論議・合意形成によるべきものである。

仮に大幅な制度変更を企図する場合は、現制度を維持すべきでない理由・根拠を実証的に示し、新制度の全体像とそれによって現制度の問題点がいかに解決されるか、新制度への移行に要する時間とコストとリスクへの対処を明らかにしなければならない。また、政府としてこれまで公的年金の加入者に約束してきた給付を履行することが不可欠である。制度の運用にかかわること（操縦）、制度の基礎的条件になる社会・経済の設計（海）は年金制度それ自体（船）とは異なるので、それぞれのレベルで論ずるべきである。

以下これまでに示された民主党の主張へのいくつかの問題意識を提示し、今後の検討に活かされることを期待する。

年金制度の一元化・所得比例年金創設は可能か・必要か

「全ての人が同じ年金制度に加入するよう一元化し、共通の所得比例年金を新設する」方向が示されているが、次の諸点はどうか考えられているか。

- ① 現在所得比例分の無い国民年金加入者について被用者と同等の新たな保険料負担を求める合意形成は可能か。また、所得を捕捉し保険料を賦課徴収する実務は可能か。
- ② 一元化する場合、これまで被用者年金を支えてきた保険料の事業主負担をいかに継承するか。国民年金加入者の事業主負担相当分はいかに確保するか。
- ③ 共通の所得比例年金を新設したとき、それ以前の拠出履歴の差・積立金の取り扱いをどうするか。
- ④ 新制度を提起する場合、保険料率とその負担・給付水準・加入受給資格、中長期収支計画が示されなければ加入者・受給者は判断の基礎が与えられない。これらを示さない「構想」は混乱をもたらすおそれがある。
- ⑤ 年金制度という船は、それを浮かべる労働力人口・労働分配率・経済成長という海に規定される。制度の前提に人口政策・労働政策・経済政策の整合的提案が必要である。
- ⑥ 一元化より先に、現行制度の下で被用者でありながら被用者年金から排除されている非常勤・パートタイムなどの労働者を加入させることが先決ではないか。

「消費税を財源とする

七万円の最低保障年金創設」への疑問

「消費税を財源とする七万円の最低保障年金創設」が示されているが、この課題は社会保障国民会議で論じられた「基礎年金の税方式化」と共通の問題点がある。

- ① 「拠出履歴を無視」「新制度と拠出履歴による重複払い」とならない限り新制度への完全移行には六五年ほどの長期の移行期間を要し、移行管理のための大きなコストとリスクを生む。
- ② 加入者の権利意識の強い保険方式に比して、税方式は担税階層・財政当局による給付抑制が起こりやすい。
- ③ 制度が要求した保険料を納め終えた年金受給者は年金財源分の消費税により保険料の二重払いとなる。また、新制度における無年金者・低年金者・保険料免除対象者にも年金財源分の消費税負担が生ずる。

- ④ 被用者年金保険料の半分を占める事業主負担は消費税方式化により家計に転嫁される。
- ⑤ 税方式化の論拠とされた「未納者問題」は、未納者が将来年金を受け取らないので保険収支外の存在となり、年金の収支を損なうことは無い。

- ⑥ 今後大きな財源が必要な医療・介護・保育・教育サービスにこそ消費税財源を充て、保険方式で安定的に財源を確保している年金はそれを継続すべきではないか。

- ⑦ 所得に応じた「最低保障年金」の支給停止・減額の基準は何か。適用する場合、既裁定の年金受給者の給付水準は変動するか。所得比例年金未納・未加入者にも支給されるか。

- ⑧ 七万円の根拠は何か。現行基礎年金額・生活保護基準との関連での説明が必要。

- ⑨ 所得比例年金・最低保障年金それぞれについて「マクロ経済スライド」の適用はどうなるか。（退職者連合としてはマクロ経済スライド廃止を主張しているが、少なくとも基礎年金・最低保障年金については速やかに廃止すべきではないか）

歳入庁と共通番号制度の導入への危惧

「国税庁と社会保障庁（税務署と現ねんきん事務所）を統合して歳入庁とする」「税と社会保障の共通番号制度創設」の方向が示されているが、これらの検討に当たってはいくつかの前提が必要である。

- ① 歳入庁の検討に当たっては、自治体の年金事務関与を遮断した法改定の結果を検証したうえで、実務的可能性とあり方の双方から検討すべきではないか。

- ② 税と社会保障の共通番号制度創設が提言されているが、次の点が解明される必要がある。

ア・番号とそれを基礎としたカードにより「税・社会保障の個人勘定」を設定して社会保障の給付抑制を狙う動きがあるが、これを認めることはできない。

イ・番号制により大量・詳細・加工可能に蓄積された個人情報、為政者の悪意による使用、犯罪者による盗み・改竄にさらされたとき生ずる市民の被害は深刻である。大きな損失を伴うにもかかわらず企業・行政で繰り返し返される個人情報のは侵害発生はその絶対的防止策がありえないことを示している。

ウ・番号の新規付与には膨大なコストを要する。既存の番号を利用しようとするれば住基ネットが最短にあるが、仮にこれを用いるとすれば制度創設時の反対意見に対して「使用を厳密に限定する」という政府の約束は便宜的なものであったという悪例となり、政府・制度への不信を増幅する。